

議 事 録

第 30 回 定 例 総 会

令和5年1月13日

太田市農業委員会第30回定例総会議事録

開会日時 令和5年1月13日(金) 午後2時
閉会日時 令和5年1月13日(金) 午後2時27分
開催場所 太田市役所 新田庁舎 特別会議室(2階)

出席委員 1 小林 良孝 2 石原 康男 3 牛久保 榮治 4 永井 幸二
(18人) 5 木村 克己 7 齋藤 森雄 8 中村 博正 9 佐野 順一
10 新井 章夫 11 小島 秀一 12 齊藤 道明 13 新井 整
14 山田 清作 15 飯塚 茂夫 16 片亀 昌子 17 中島 沙織
18 清水 由紀江 19 青木 紀美子

欠席委員 6 長島 佳男
(1人)

出席職員 塚越局長 大木次長 小此木次長補佐 西野目係長
(8人) 大澤主任 青木主任 松井主任 大崎主事

会議に付 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について (会長)
した事項 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について (会長)
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について (会長)
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について (会長)

報告事項 報告第1号 太田市農業委員会会長専決規程第3条による報告について
報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による専決処分について
報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による専決処分について
報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について
報告第5号 農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出につ
いて

1 開 会 午後2時

2 開会宣言 ただいまから第30回農業委員会定例総会を開会いたします。

3 会期の決定

議 長 それでは、定足数について事務局よりお願いいたします。

事 務 局 本日の定足数については、出席の委員18名、欠席の委員1名です。過半数以上の出席がありますので、本日の定例総会は成立することをご報告申し上げます。

議 長 会期について議題といたします。
お諮りいたします。
会期は、本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日一日限りと決定いたします。

4 議事録署名人及び書記の選任

議 長 次に、議事録署名委員及び書記の選任について、議題といたします。
議事録署名委員及び書記について、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)
議 長 それでは、18番 清水由紀江委員 と 3番 牛久保榮治委員 のお二人をお願いいたします。
また、書記につきましては事務局の松井主任を指名いたします。
議事に入る前に、議案書の訂正等がありましたら御報告願います。

事 務 局 訂正はございません。

5 議事顛末

議 長 それでは、これより議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。

提出件数は11件です。

事務局より、提案をお願いします。

事務局

提出件数11件について、朗読し詳細に説明する。

1番 新田小金井町の土地 田 3,633 m²、農地を受贈し農業に精進したい。

2番 新田赤堀町の土地 田 1,310 m²、事業拡大の一環として申請地を取得し、農業の衰退に歯止めをかけたい。

3番 新田赤堀町の土地 田 307 m² 外1筆 計 878 m²、事業拡大の一環として申請地を取得し、農業の衰退に歯止めをかけたい。

4番 新田赤堀町の土地 田 2,007 m² 外1筆 計 4,014 m²、事業拡大の一環として申請地を取得し、農業の衰退に歯止めをかけたい。

5番 新田赤堀町の土地 田 2,008 m²、事業拡大の一環として申請地を取得し、農業の衰退に歯止めをかけたい。

6番 新田赤堀町の土地 田 1,002 m² 外2筆 計 3,679 m²、事業拡大の一環として申請地を取得し、農業の衰退に歯止めをかけたい。

7番 新田赤堀町の土地 田 937 m² 外1筆 計 3,310 m²、事業拡大の一環として申請地を取得し、農業の衰退に歯止めをかけたい。

8番 新田赤堀町の土地 田 958 m²、事業拡大の一環として申請地を取得し、農業の衰退に歯止めをかけたい。

9番 新田赤堀町の土地 田 1,559 m² 外1筆 計 2,603 m²、事業拡大の一環として申請地を取得し、農業の衰退に歯止めをかけたい。

10番 新田赤堀町の土地 田 2,141 m²、事業拡大の一環として申請地を取得し、農業の衰退に歯止めをかけたい。

11番 新田赤堀町の土地 田 1,923 m² 外3筆 計 2,388 m²、事業拡大の一環として申請地を取得し、農業の衰退に歯止めをかけたい。

1番から11番につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、提案させていただきます。処分の決定をお願いします。

議長

事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。

それでは、番号1番について、第1地区協議会の調査した意見結果を

報告願います。

なお、番号1番については第5地区協議会にも関連がありますので、併せて報告願います。

- 12番委員 農地法第3条、番号1番について、当地区協議会で調査した結果を報告いたします。
番号1番の譲受人及び譲渡人は同一世帯で、高齢のため妻と長男へ申請地を贈与したいとの申請です。譲渡人が認定農業者で、必要とする農機具、作業所を所有しておりますので問題はありません。
なお、該当農地は第5地区にありますので、管理状況を第5地区の方から説明をお願いします。以上です。
- 7番委員 番号1番について確認調査書に基づき調査した結果は、現地調査をしたところ、全部農地で、営農やその他に問題はなく、許可相当でいいのではないかということで決定いたしました。
再度ご審議をお願いしたいと思います。
- 議長 ただいま、第1地区協議会及び第5地区協議会より報告がありました
が、ご意見、ご質問等ございますか。
委員 なし。
議長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 続きまして、番号2番から11番について、第5地区協議会の調査した意見結果をご報告願います。
- 19番委員 2番から11番まで、同じ赤堀地区なので報告します。赤堀地区の放棄地になってしまったところで、譲渡人である10件の人たちの同意を得て、譲受人である法人にお願いしたということで、現地確認をしたところ、大変なところでもハンマーカッターなどを使用すれば耕作ができるということで、協議会では判断いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。
- 議長 ただいま、第5地区協議会より番号2番から11番について報告があり

委員
 議長
 議長
 議長
 事務局
 議長
 13番委員
 議長

ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
 なし。
 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
 番号2番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
 (挙手 全員)
 全員賛成でありますので、番号2番から11番を許可とすることに決定
 いたします。
 続きまして、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請が会長
 宛てにあったので、審議を求めます。
 提出件数は1件です。
 事務局より、提案をお願いします。
 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。
 1番 大原町の土地 739 の内 479 m² 外1筆 計 928 の内 668 m²、
 農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね
 10ha 未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。
 牛舎及び農機具置場用地として転用するものです。
 以上、提案させていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたし
 ます。
 事務局の提案について、地区協議会での結果報告をお願いします。
 番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願ひま
 す。
 それでは議案第2号、1番ですけれども、権利移動を伴わない転用と
 いうことで、当地区でチェックリストに基づき調査した結果は、今回
 の申請は牛舎及び農機具ということ、農地を違反転用という形で使
 用しておりました。始末書を添えて是正するという事です。
 現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと
 判断し、許可相当と意見決定しました。
 再度ご審議のほど、よろしくお願ひします。以上です。
 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、
 ご意見、ご質問等ございますか。

委員 長 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 長 全員賛成でありますので、番号1番を許可とすることに決定いたします。

議長 長 続いて、議案第3号 農地法第5条の規程による許可後の計画変更申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は1件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数1件について、朗読し詳細に説明する。

1番 大原町の土地について、住宅及び資材置場用地として許可を得ましたが、市外に住宅を所有したことにより当初の計画が取りやめとなったため、当該権利を承継するものです。
以上1件、ご審議のほど、よろしくをお願いします。

議長 長 事務局の提案が終わりましたので、番号1番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

18番委員 1番について、当地区協議会で許可基準に基づき調査した結果を報告いたします。
計画変更ということですので、現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく問題ないので、承認相当と意見決定いたしました。
また、議案第4号、25番と関連するものです。
再度ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 長 ただいま、第6地区協議会より番号1番について報告がありましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委員 長 なし。
ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議長 長 全員賛成でありますので、番号1番を承認とすることに決定いたしま

す。

議長 続いて、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請が会長宛てにあったので、審議を求めます。
提出件数は26件です。
事務局より、提案をお願いします。

事務局 提出件数26件について、朗読し詳細に説明する。

1番 古戸町の土地 420 m²、農地区分は、「宅地化に達している区域に近接する農地の区域で概ね10ha未満にある農地」の理由から第二種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。

一般住宅用地として転用するものです。

2番 高林西町の土地 264 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

3番 高林南町の土地 252 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

4番 細谷町の土地 647 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

5番 新道町の土地 500 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

6番 中根町の土地 579 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

7番 東金井町の土地 354 m² 外1筆 計386 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

8番 下小林町の土地 416 m²、農地区分 第二種、貸露天駐車場用地として転用するものです。

9番 龍舞町の土地 511 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

10番 原宿町の土地 847 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

11番 富若町の土地 2,026 の内192 m² 外1筆 計3,272 の内422 m²、農地区分は、「今後長期間にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域内の農地」の理由から、農用地区域内農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略

させていただきます。農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

工事仮設用地として一時転用するものです。

12番 大鷲町の土地 490 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

13番 世良田町の土地 1,556 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

14番 新田木崎町の土地 1,477 m² 外2筆 計2,874 m²、農地区分は、「概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」の理由から第一種農地と判断されます。なお、以降の案件において、同様の理由となるものについては、説明を省略させていただきます。第一種農地は原則転用不許可となりますが、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

露天資材置場用地として転用するものです。

15番 新田村田町の土地 297 m² 外1筆 計389 m²、農地区分 第二種、露天駐車場用地として転用するものです。

16番 新田村田町の土地 247 m² 外1筆 計419 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

17番 新田村田町の土地 441 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

18番 新田村田町の土地 410 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

19番 新田小金井町の土地 2,633 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

20番 新田小金井町の土地 1,071 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

21番 新田小金井町の土地 1,098 m²、農地区分 第二種、太陽光発電パネル設置用地として転用するものです。

22番 新田溜池町の土地 294 m² 外1筆 計442.33 m²、農地区分 第二種、一般住宅用地として転用するものです。

23番 藪塚町の土地 156 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

24番 大原町の土地 736 m²、農地区分 第二種、建売分譲住宅用地

として転用するものです。

25番 大原町の土地 457 m² 外1筆 計461.46 m²、農地区分 第二種、露天資材置場用地として転用するものです。

26番 大久保町の土地 957 の内 35 m² 外1筆 計 2,322 の内 179 m²、農地区分 農用地区域内農地、農用地区域内農地は原則転用不許可ですが、「一時的な利用に供される場合」については例外規定があり、該当する場合は問題ないと考えます。

工事用地として一時転用するものです。

以上、提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

- 議 長 事務局の提案が終わりましたので、地区協議会での結果報告をお願いします。
- 番号1番から6番について、第1地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 17番委員 番号1番から3番について、私から報告させていただきます。
- 番号1番から3番は、全て一般住宅用地としての申請です。チェックリストに基づき調査したところ、周辺農地への影響はなく、許可相当と意見決定いたしました。
- 再度ご審議のほど、お願いいたします。以上です。
- 8番委員 引き続き、許可基準チェックリストに基づき調査した結果の4番を私から報告いたします。
- 番号4番の申請人は、製造業を営んでおり、事業拡大のため、既存の露天駐車場より隣接した申請地を借り受け、既存駐車場と一体利用したいとの申請です。
- 現地を確認したところ、申請地の東側は既存の駐車場で、南側は道路、他は畑ではありますが、露天駐車場であるため、周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定しました。
- 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。
- 12番委員 続きまして、番号5番、6番まで、第1地区のご報告をいたします。
- 番号5番、6番ともに、申請人は借家に住んでおり、資金の都合がついたため、自己の住宅を建築したいとの申請です。
- 現地を確認したところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定しました。
- 再度ご審議のほど、よろしく願いいたします。以上です。

- 議長 長 ただいま、第1地区協議会より番号1番から6番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委員 長 なし。
- 議長 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号1番から6番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議長 長 全員賛成でありますので、番号1番から6番を許可とすることに決定いたします。
- 議長 長 続きまして、番号7番から11番について、第2地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 14番委員 7番について報告します。
チェックリストに基づき現地調査をした結果は、周辺が住宅地で、ほかの農地に影響はないので、許可相当と意見決定しました。再度のご審議をお願いします。以上です。
- 1番委員 8番、9番について報告します。
8番については、夫が営むクリニックの駐車場が手狭になり、隣接地である申請地を取得し、駐車場として利用したいということです。
9番については、申請地を取得し、自己の住宅を新築したいということです。
8番、9番とも現地確認したところ、周辺農地への支障はないので、許可相当と意見決定いたしました。
- 4番委員 それでは、4番より、10番について説明させていただきます。転用の目的は、太陽光発電パネルの設置用地でありますけれども、周囲は住宅でありまして、営農の条件には支障はない。許可基準から見た判断は適当と認めて、判断しました。総合的判断として、特に特記事項として、周辺は住宅になっておりますことから、騒音や反射光に配慮することということで記しておきました。地区協議会では一応許可相当として決定いたしましたので、再度よろしくをお願いします。
続きまして、11番ですけれども、転用の目的は工事仮設用地の一時転用でありまして、市道の北側に1筆、南側に1筆、水田となっております。西側は休泊堀の用水路ということで、営農条件には支障はありません。また、許可基準から見た判断は、一応適当というふうに判断しました。ただ、一時転用の期間が5か月でありまして、期間終了後の水田状況の確認をする必要があるということで、特記事項に記しておき

ました。
再度確認をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいま、第2地区協議会より番号7番から11番について報告があり
ましたが、ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号7番から11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号7番から11番を許可とすることに決定
いたします。

議 長 続きまして、番号12番について、第3地区協議会の調査した意見結果
を報告願います。

2番委員 報告します。案件の12番につきましては、親子関係による使用貸借で
す。現地を確認いたしましたら、傾斜地で、集落なりに宅地に囲まれた
昔の桑園でありまして、他に与える影響はなく支障もないので、地区
協においては許可相当という結論になりましたので、再度のご審議を
申し上げます。以上です。

議 長 ただいま、第3地区協議会より番号12番について報告がありましたが、
ご意見、ご質問等ございますか。

委 員 なし。

議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。
番号12番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長 全員賛成でありますので、番号12番を許可とすることに決定いたしま
す。

議 長 続きまして、番号13番について、第4地区協議会の調査した意見結果
を報告願います。

15番委員 現地確認したところ、北側が道路、東側が道路ということで、周辺農地
にも影響はないということで、第4地区としては許可相当といたしま
した。

以後、協議をよろしく願いいたします。

- 議 長 ただいま、第4地区協議会より番号13番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 委 員 なし。
- 議 長 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号13番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)
- 議 長 全員賛成でありますので、番号13番を許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、番号14番から22番について、第5地区協議会の調査した意見結果を報告願います。
- 19番委員 14番について報告します。14番は事業拡大ということで、現地確認したところ、資材置場として周りの農地には支障ないと協議会では意見決定いたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 7番委員 続きまして、15番から22番まで報告いたします。22番は議長の代わりに申し上げさせていただきます。
番号15番から22番について当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、現地確認をしたところ、いずれも周辺農地への支障もなく問題はないので、許可相当と意見決定をいたしました。
再度ご審議のほど、よろしく願います。
- 議 長 ただいま、第5地区協議会より番号14番から22番について報告がありました。ご意見、ご質問等ございますか。
- 17番委員 他の地区でも出ていましたが、番号13番で大阪府の太陽光発電の業者が譲受人になっています。以前にも何回か、こういったちょっと遠くの太陽光の業者の申請が出ていると思うんですけども、管理者は近くにいらっしゃるのですか。ちょっと面積が大きいので気になったんですけども、例えば何か問題があったときに対処できる人というのは、群馬の太田市の近くにいるのですか。
- 事務局 お答えいたします。
今回のこの太陽光の案件につきまして、保守管理の方法を確認してお

ります。保守管理を行う事業者については、東京都に本社を置く関連の法人が一括して管理を行うということで確認をしております。本申請の譲受人は、既に太田市内に幾つか太陽光パネルを設置しております、そういったところの管理と併せて保守管理を、具体的には草刈り年2回、定期点検年4回、遠隔監視等も行っていくということで確認を取っています。以上です。

17番委員

ありがとうございます。

議 長
委 員
議 長

そのほかに意見等ありますか。

なし。

それでは、ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。番号14番から22番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手 全員)

議 長

全員賛成でありますので、番号14番から22番を許可とすることに決定いたします。

議 長

続きまして、番号23番から26番について、第6地区協議会の調査した意見結果を報告願います。

13番委員

それでは、番号23番、24番について、当地区協議会で許可基準チェックリストに基づき調査した結果は、23番については、農地が資材置場ということで違反転用ということです。始末書を添えて是正することです。24番については、申請者は不動産業を営んでいて、利便性の高い土地を購入し、建売分譲住宅を建築したいということです。現地を確認したところ、周辺農地への支障もなく、問題はないものと判断し、許可相当と意見決定しました。

再度ご審議のほど、よろしく願います。以上です。

18番委員

25番と26番について報告いたします。チェックリストに基づき調査した結果は、25番は金型製造業を営んでおり、資材置場として利用するものです。26番は既存鉄塔の敷地をコンクリート舗装するために隣接地を工事用地として一時転用するものです。

現地を確認したところ、双方ともに周辺農地への支障もなく問題ないので、許可相当と意見決定いたしました。

再度ご審議のほどよろしく願います。

議 長

ただいま、第6地区協議会より番号23番から26番について報告があ

		りましたが、ご意見、ご質問等ございますか。
委 議	員 長	なし。 ご意見、ご質問等もないようですので、採決いたします。 番号 23 番から 26 番について許可とすることに賛成の方の挙手を求め ます。 (挙手 全員)
議	長	全員賛成でありますので、番号 23 番から 26 番について許可とす ることに決定いたします。
議	長	以上で審議は終了いたしました。次の報告第 1 号は、先月農業会議 に意見聴取した 12 月分の許可証の取扱いに関わる太田市農業委員会 会長専決規程第 3 条によるものでございます。 太田市農業委員会会長専決規程第 2 条により、下記のとおり、許可証 交付の取扱いをいたしましたので、報告いたします。
議	長	続いて、報告第 2 号から第 5 号について、事務局よりお願いします。
事 務 局		報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出に ついて、7 件提出されております。 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出に ついて、32 件提出されております。 報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、14 件 提出されております。 報告第 5 号 農地法第 3 条の 3 の規定による農地等の権利取得の届出 について、15 件提出されております。 それぞれの内容については記載のとおりです。 以上、報告させていただきます。
議 委 議	長 員 長	報告第 2 号から第 5 号につきまして、ご質問等ございますか。 なし。 ご質問等もないようですので、以上で第 30 回定例総会を終了します。 長時間にわたりご協力いただきまして、ありがとうございました。

閉 会 令和 5 年 1 月 13 日 (金) 午後 2 時 27 分